

外来生物の特徴と第二次選定に際しての留意点 (無脊椎動物(陸生節足動物を除く))(案)

(1) 導入形態・利用形態

外来の無脊椎動物には、食用、餌、観賞用などの目的で利用され意図的に我が国に持ち込まれているものがあるが、非意図的に物資等に随伴して持ち込まれているものも多い。

食用、餌、観賞用などに利用され、飼養や放流が行われているものがあるが、その流通量等は十分に把握されていない。

(2) 生物学的特性と被害に関する知見

無脊椎動物には、多くの分類群が含まれている。これまでに我が国に持ち込まれた外来無脊椎動物の種類的全貌が明らかではないが、分類群によっては一部知見が蓄積されている。

野外での確認事例は増加しているが、定着の状況や生態系への被害は不明なものも多い。一方で被害の実態が明らかになっているものもある。

底質の物理的構造を変化させることにより、在来生物の群集構造を著しく変化させるものがある。

捕食や競合により、水産物等の在来生物の減少を引き起こすものがある。

~~海産無脊椎動物は一般的に拡散能力が高いため、定着初期以外では防除が困難なものが多い。~~

~~食用、餌、観賞用などに利用され、飼養や放流が行われているものがあるが、その流通量等の把握は困難なものが多い。~~

(3) 関係する他の法令

有用な植物に害をもたらす外来無脊椎動物については、植物防疫法等により輸入規制や防除が実施されてきているが、動物食の動物等については、特段の制限はない。

(4) 規制により期待される効果

バラスト水等に含まれて非意図的に導入される無脊椎動物の移動については本法の直接的な規制の対象とならないが、これらの生物が意図的に導入され被害が拡大する可能性や防除の必要性を検討する。

意図的な導入の対象となりうる外来無脊椎動物については、新たな野外への逸出や既に一部の地域で定着したものの人為的な移動を防ぐことで生態系への被害の防止に一定の効果があると考えられる。